

産業建設委員会記録	
開 会 年 月 日	令和 7 年 5 月 12 日
開 会 時 刻	午後 0 時 58 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 19 分
出 席 委 員 名	◎品川幸久 上村和生 鈴木豊司 野口佳子
	福井輝夫 宿 典泰
	浜口和久 議長
欠 席 委 員 名	久保 真
署 名 者	上村和生 鈴木豊司
担 当 書 記	森田晃司
審 査 案 件	継続調査案件 観光振興に関する事項 ・伊勢市の宿泊税導入について
説 明 員	産業観光部長、産業観光部参事、観光誘客課長、観光振興課長、
	総務部長、総務部参事、その他関係参与

審査経過

品川委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に上村委員、鈴木委員を指名した。

その後、継続調査となっている「観光振興に関する事項」を議題とし、当局から説明を受け、質疑の後、引き続き調査を行うことを決定し、閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後 0 時58分

◎品川幸久委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席者は6名でありますので、会議は成立をしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において上村委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日の案件は継続調査となっております「観光振興に関する事項」であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【観光振興に関する事項】

〔伊勢市の宿泊税導入について〕

◎品川幸久委員長

それでは、「観光振興に関する事項」について御審査願います。

「伊勢市の宿泊税導入について」当局から説明をお願いいたします。

観光振興課長。

●東観光振興課長

それでは「伊勢市の宿泊税導入について」を御説明いたします。

資料1－1を御覧ください。

1、「パブリックコメントに関する概要」です。

市民の方々をはじめとする関係者の皆さまからの多様な意見を把握するため、(1)から(3)のとおり、4月1日から4月30日までパブリックコメント制度に基づき意見募集を実施し、お寄せいただきました御意見としましては、(4)に記載のとおり23名46件でございます。

御意見の内容ですが、いただいた御意見には同じ趣旨の御意見もございましたので、本資料では、同じ趣旨の御意見を4つに分類し、整理しております。

①税制度に関する意見を御覧ください。

「導入には賛成するものの、金額を上げた方がいい」という御意見。「宿泊料金の安い施設へ宿泊する際の負担感が増える」という御意見。「宿泊客のみを対象とすること」への御意見。「インバウンドと分けたほうがいいのでは」という御意見などがございました。

意見に対する市の考え方ですが、税額については検討委員会で実施したアンケートや先行自治体を参考に一律定額200円が適正と考えております。

次に、料金の安い施設へ宿泊する場合、負担感が増えるという意見についてですが、税の三原則と言われる公平・中立・簡素に留意した上で、応益負担いただくという水平的な公平性、特別徴収義務者の事務負担を最小限に、かつ、宿泊者にも分かりやすい簡素な制度設計が望ましいと考えています。

宿泊客のみを対象とすることへの御意見には、宿泊者は適切に把握することが可能であることや、宿泊客は一定程度の行政サービスを享受することからという考えです。

「日本人と訪日外国人は税額を分けたほうがいい」という御意見については、宿泊行為に対する応益負担の考えから国籍による区別はしないという考えです。

2ページをお開きください。2ページ、②特別徴収事務や負担軽減に関する意見でございます。

御意見としては、まず、「徴収事務において宿泊事業者の事務負担が大きいこと」、「インターネットのみで予約や決済取引を行うオンライントラベルエージェント、いわゆるOTAや旅行業者を特別徴収義務者として徴収する方法がいいのでは」という御意見がありました。

市の考え方としましては、徴収方法は、実効性の高い手法で徴収いただきたいという考えです。また、事務負担を軽減するためシステム改修等に対する支援も検討しております。

また、OTAや旅行業者を特別徴収義務者として指定することは難しいと考えており、宿泊事業者を特別徴収義務者とするのが望ましいという考えです。

続いて③目的・使途に関する意見を御覧ください。

「使途についてはさらに分かりやすくするとともに、その効果を検証する体制が必要ではないか」という御意見がありました。また、「住みやすい環境をつくるため観光客からの協力も必要」という御意見や「今後のことを考えると導入すべき」だという御意見もいただきました。

市の考え方としましては、閲覧資料記載の使途は事業の例であり、数年で変化するニーズに適切に対応できるよう年度ごとに予算化していくということが基本的な考えです。

また、宿泊事業者の御意見が反映できるような提案による事業化も検討していく考えです。

次に、使途の検討や検証については、行政関係者だけではなく、外部の関係者も含めて実施し、市議会等へお示しする必要があると考えています。

次に、「観光客からの協力も必要」という御意見や、「導入すべき」という御意見がございましたが、安定的な観光振興のために市民による税負担だけではない宿泊者に対して応益負担をお願いする考えや、更なる観光施策を行っていくためにも観光財源が必要という考えです。

続いて、④検討経緯や手法に関する意見を御覧ください。

「検討委員会には一部事業者のみが参加しており、偏った意見となっていないか」とい

う御意見。「宿泊客だけではなく、日帰りを含めた訪問者への入域行為に対して課税してはどうか」という御意見。3 ページ上段になりますが、「感謝するために訪れる参拝者から他の自治体の多くが施行していない中、宿泊税を率先して賦課してはいけないのでは」という御意見です。

市の考え方としましては、まず、検討委員会の組織は有識者のほか、宿泊事業者を含む観光事業者団体等で組織して検討を進め、使途や税制度などについて御議論いただき、市へ答申をいただいておりますが、組織を含め御議論いただいた内容につきまして適切であったと考えています。その上で、改めて広く市民の皆さまや利害関係者など多様な御意見を把握するためパブリックコメントを実施したところでございます。

次に、入域行為に対する課税については、入域場所を設ける手法は困難だという考えでございます。次に、「率先して賦課するのはどうか」という御意見ですが、今後のおもてなしを続けるためにも新たな財源を活用して受入れ環境整備を進める必要があると考えております。

続きまして、2、「事業者説明会に関する概要」でございます。

(1) から (3) のとおり、宿泊事業者等を対象とした説明会を4月16日に生涯学習センターいせトピアにて実施し、33名30事業者が御出席いただきました。

なお、説明会に御出席いただけなかった事業者様には、別途資料を送付させていただいております。

続きまして、(4) 説明資料・内容等でございます。

説明は、パブリックコメント同様の資料を配付し説明を行い、併せてシステム整備についてのアンケートをお願いをさせていただきました。

次に、(5) 事業者説明会の概要でございます。

説明会では、私どもから資料に基づいての説明の後、参加者から質問や意見をいただきました。重複した御意見もございましたので、この項目でも4つに分類し、整理してございます。

①税制度に関する質問・意見を御覧ください。

「一律定額ではなく定率が適切ではないか」、「長期滞在者へ税額を割引してはどうか」、「免税点等を設けないのか」という御意見でした。

説明の概要としましては、アンケート等や先行自治体の例を参考にしていること、水平的な公平性や特別徴収義務者の事務負担軽減の観点から簡素な制度設計としていることを説明しております。

4 ページ、②特別徴収義務に関する事務や負担軽減に関する意見を御覧ください。

質問・意見として、「周知のためホームページ改修に対して経費補助はあるのか」、「事前決済が多いが、現地徴収のみなのか」、「罰則の重さは妥当であるのか」、「宿泊税が導入されるなら旅行業者に知らせるなど観光客向けに周知してほしい」など御意見をいただきました。

説明の概要としては、事前の周知や支援策については先行自治体の例を参考に検討すること、特別徴収義務者として宿泊事業者をお願いすることを想定していることと徴収方法は現地決済に限らず実効性の高い手法で実施いただきたいことを説明しております。また、罰則については公平性を担保するものであり、地方税法の内容や先進自治体、近隣自治体

の内容を参考としているということについて御説明申し上げております。

③目的・使途に関する質問・意見を御覧ください。

宿泊税を活用した使途として、「文化資源の保護や活動、記録に対して活用してほしい」という御意見。「使途の具体的な事業内容について示す必要があるのではないか」という御意見。「成果がないような事業に使われるのではないかと」という御意見をいただきました。

説明の概要としては、事業例に文化観光も挙げていること、そして具体的な事業内容を示す必要があるという御意見について、具体的な使途は変化するニーズに適切に対応できるように検討し、年度ごとに予算化をするという基本的な流れを御説明しました。そして、宿泊税を活用した事業の成果に関する御意見については、使途の検討や事業検証には行政関係者だけではなく、宿泊事業者をはじめ、外部の関係者も含めて実施する必要性があるという考えを説明しました。

④宿泊税検討の経緯及び手法に関する質問・意見を御覧ください。

「宿泊客のみに負担を求めることに對し不公平」とする御意見。「観光財源として宿泊税が妥当とする制度概要を決めてきた経緯が納得できない」という御意見。「特別報償金200円に對し、2.5%ではクレジット手数料などの宿泊事業者の実質的な負担を考えると低すぎる」という御意見。「伊勢市宿泊税検討委員会ではなく、宿泊事業者を集めて議論していく必要があるのではないかと」という御意見がありました。

説明の概要としては、宿泊者を対象とする不公平感の御意見に對しては、応益負担の考えから宿泊者や宿泊の魅力向上につながるような施策を検討していくことを説明しております。クレジット手数料を根拠とした特別報償金に関する御意見には、先行自治体の例や事前の国との協議を踏まえ、手数料を根拠とした設定は困難であるということを示明しております。また、「宿泊税検討委員会ではなく宿泊事業者を集めた議論で検討しては」という御意見については、旅館組合などの宿泊事業者団体にも参加いただいた上で議論いただいた結果を尊重し、市の方向性を示しているということを示明申し上げました。

続きまして、3、「今後の予定」です。

宿泊税の導入については、宿泊税検討委員会で検討いただき、導入が妥当であるという内容の答申が提出されており、伊勢旅館組合、二見町旅館組合、伊勢二見浦民宿組合、伊勢市観光協会からは、資料1—2に添付してございますが、宿泊税の導入に関する意見書が提出されております。また、意見書は宿泊税検討委員会において写しを配付しており、答申や留意事項は同意見を踏まえた内容となっております。

次に、現状としまして、事業者説明会の後も民泊事業者の方から「説明が足りない」という御意見もございましたので、現在も個々にお伺いして説明するなど、継続して丁寧な説明を進めているところでございます。

今後、宿泊税の使途についても、答申のとおり1、「来訪者の満足度、受入れ環境の向上」、2、「観光資源の発掘、磨き上げ」、3、「持続可能な観光地づくりの推進」を3本柱に取組を進めていきたいと考えており、事業者説明会やパブリックコメントでの意見、本日の市議会での御議論等を踏まえまして、使途についてさらに整理し、事業の候補としてお示しするなどの市の考え方や特別徴収義務者のシステム整備等にかかる支援などについて改めて5月下旬の産業建設委員会及び総務政策委員協議会にてお示ししたいと考えて

おります。

以上、「伊勢市の宿泊税導入について」の説明となります。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回のパブリックコメントにつきましては23名の方から46件と、近年にない多くの意見をいただいたというふうに思っておるんですが、そういうことの中で何点かお尋ねをさせていただきたいと思います。

始めに資料1－1の1番です。

パブリックコメントに関する概要の中で、提出者数が23名とございますが、この構成といますか、いただいた意見の中で一般市民の方の数であるとか、事業者等関係者の数など、その辺の状況をお示しいただきたいと思います。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

お答えいたします。23名の内訳につきましては、市内に住所を有する者が15名、市内に事務所、または事業所を有する者が6名、本案件に利害関係を有する者が1名、本市に対して納税義務を有する者が1名、以上、23名の内訳でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

次に、意見数は46件ということで載っておるんですが、この資料に掲載をされておるのが10件のみでございます。残り36件の意見につきましては、読み取ることができないわけですが、先ほどは同じ趣旨を4つに分類してまとめたということでございますが、なぜそのような方向になったのかお聞かせいただきたいと思います。市の考え方の部分につきましては、まとめて答えてもらってもいいかなと思うんですけど、いただいたパブリックコメントの意見につきましては、集約をすることなく、ありのまま報告をするべきだというふうに思っております。何か当局の都合のいいようにまとめたんかなというふうに思われても致し方ないんかなというふうに思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

いただいた御意見は説明申し上げましたとおり、今回は整理をさせていただいてお示しをしておりますが、整理前の御意見、それに対する市の御意見については、後日、ホームページで公開させていただきたいと考えておりました。必要に応じまして、また御意見についてはお示しさせていただきたいと思います。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

後日ホームページ掲載って、いつになるんですかね。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

本日の御議論もいただきながら、市の考え方というの固めまして、回答させていただきたいと思っております。御意見につきましては、そのまま体裁を整えばお示しできるものと思っております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

いつですか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

来週早々には整理をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

次に、①の税制度に関する意見の中で、市の考え方の2番目になるんですが、宿泊税につきましては、「水平的な公平性と特別徴収義務者の負担軽減の観点から一律定額で免税点は設けず」とございます。

水平的な公平性というのはどのような意味なのか教えてほしいと思いますし、また、免税点に関しまして、前段の意見の中ではどなたも触れておられないんですが、なぜ免税点までお答えになられたのか、その辺の説明をいただけないでしょうか。

◎品川幸久委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

まず、水平的な公平性の部分でございますが、今回の宿泊税に限って申し上げますと、宿泊者は宿泊料金の高い低いに限らず、一定程度の行政サービスを享受しているという考えから、このように皆さん同等の負担を、同等のサービスを受けている中でということで皆さん横並びで負担をいただく、それが水平的っていうふうな考え方でございます。

また、宿泊税の議論の中で免税点、このあたりにつきましては、簡素な制度設計という考え方を改めてお示しするためお伝えしたものでございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

水平的といいますのは、先ほどおっしゃっていただいた意味合いでなくて、例えば、経済力のある人もない人も一律200円というのが水平的なんでしょうか。それ若干違うと思うんですけど。というのは、ある程度同じようなレベルの経済力のある人に同じような料金を頂く、それが水平的であって、私はそう理解しとるんやけど違うんですかね。

◎品川幸久委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

すみません、私もよく説明会の中では水平的あるいは垂直的というような言い方をしておりますが、横のほうで、横並びで皆さんで負担をいただくという考え方を水平的な負担、公平性、いわゆる応能、金額の高いところには、たくさんの負担をいただく、安いところには少なめの負担をいただく、これ応能負担というふうに申し上げておりますが、そこは垂直的な縦の考え方の公平性、このように整理してございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ごめんなさい、垂直的っていうのは、例えば、具体的に言うたら金持ちとそうでない方、それ相応の税負担をいただく、それが垂直的なんですよ。

水平的というのは、同じようなレベルの人にあっては、同じような、同じ税を負担していただく、それが水平的じゃないですかね。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

すみません、例示を申し上げますと、例えば観光客の皆様であれば、公衆トイレを使われる、これは単価の高い宿泊のお宿に泊まれた方も安いお宿に泊まれた方も同じようなサービスになるかと思います。そういった意味合いで同じようなサービスを受ける中で、同じだけの負担をしていただくという考え方が水平的というふうに言わせていただいております。垂直の部分に関しましては委員御指摘のとおり、たくさんの単価を、高い単価で払える方に対しては、担税力に応じて高い支払いを求める。安いところには安い金額で納めていただく、そういった考え方が垂直的というような考え方でございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

次に、2番目の事業者説明会に関する概要の部分でございます。

4月16日に事業者説明会を開催をしてもらいまして、出席者は30事業者、33名ということでございますが、先に頂いております市内宿泊施設数の資料におきましては、市内で173の旅館、民宿等があるということで報告をいただいております。その173施設の全ての方に対して、事業者説明会の開催案内を送っていただいておりますというふうに思うんですが、そのような状況の中で、この説明会に出席いただいた方が30事業者、全体の17%程度にとどまっておるんですね。その出席の状況を当局の皆さんはどのように受け止められておるのか、その辺をお聞かせいただけないですか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

ありがとうございます。開催の案内につきましては、御指摘のとおり各宿泊施設、あるいは所有者の方、できる限り多くの方に届けるように御案内をさせていただいた中、御出席いただいた方が33名ということでございますが、パブリックコメントをしている途中、ある程度、その前からも宿泊組合さんのほうにもお話をさせていただいたり、あるいは検討委員会に参画いただいた、そういった経緯もございますことから、一定の理解をされてる方は御出席をされてないのかなと、あくまで説明会でございますので、説明が不要という

ふうに判断された方もみえるかと思っております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

一定の理解をいただいた方もみえるということで理解させていただきます。

それで今後の予定の中に、「事業説明会の後不参加者に対して個々に説明をしており」ということで記載をされております。参加をいただけなかった方に対する説明の状況、今どんな状況なのかお聞かせください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

特に民泊事業者の方々から、お話をすごく説明不足だというお話もいただきましたので、今個々に当たらせていただいているところでございますけれども、件数としましては、今、39民泊施設のうち16施設では、お会いができています状況でございます。

ほかの部分につきましては不在であったり、まだお伺いできないところもございますので、そこにつきましてはまた引き続き、お邪魔させていただきたいなというふうに考えております。

また、御意見については様々でございました。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

説明に回っていただいているのは民泊の関係者だけということで理解をいたします。

それと、この意見書に対してちょっとお聞きしたいことがあるんですが、よろしいですか。

◎品川幸久委員長

どうぞ。

○鈴木豊司委員

資料1－2の意見書に関してお聞かせいただきたいと思います。

まず、この意見書はいつ提出をされたのか。日付が入っておらないんですけど、その辺いかがですか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

大変申し訳ございません。右上の委員会というふうな記載のところにかぶっておるんですが、令和7年2月21日に提出されたものでございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

それと、この意見書の提出者なんですが、宿泊税検討委員会の構成メンバーと全く同じように思うんですが、検討委員会からの意見書ということで理解をしていいのかなのか、まずその点だけ確認をさせてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

記名の4事業者様は、それぞれ宿泊税検討委員会の参画の方もおるんですけれども、あくまで組織として4団体連名で2月21日に出され、説明が繰り返しになりますが、検討委員会としましては、その後に第4回目の検討委員会でこの内容も披露しておりますことから、検討委員会の考え方と、この意見書の意見については異なるものと考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。この意見書2月21日に提出をされておりました、2月28日の検討委員会の答申前になるわけですが、この意見書の提案、それから検討、作成から提出に至るまでのこの経緯といいますか、流れにつきまして、どのような形で意見書がつくられ提出をされてきたのか、その辺の流れを教えてくださいませんか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

意見書につきましては、あくまでこの4団体連名での提出の中でどのような議論があったかというのはこちらのほうでは詳細には把握しないものの、2月21日に御提出いただいた際には、情報提供ということで記者提供もされているというふうに伺っております。

加えまして、その内容を重く受け止めまして、宿泊税検討委員会で披露すべきというふうに考え、その場でも、2月26日の検討委員会で披露いただき、かつ今ホームページのほうにも当日配付資料ということもありましたので、公開をしている状況でございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
ありがとうございました。

次は、意見書の意見の7番目に「学生団体の修学旅行、スポーツ大会、文化大会等、減免措置はせず、宿泊財源において何らかのインセンティブを考える」というふうにございます。

現在伊勢市の集大会あるいは合宿につきましては、50万円と上限はあるんですが、1人1,000円の補助が交付されております。

この意見書を出されました旅館組合等の皆さん方にはその旨の説明はされておるんでしょうか。皆さんはそれを承知の上での御意見なのかその点を聞かせていただけないですか。

◎品川幸久委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

御指摘のとおり集大会補助金につきましては、1,000円の補助を今現在の制度設計としておりますが、このあたりは十分宿泊事業者様が御活用いただいている現状もございますことから、そういったものがあるという前提の上でのお話かと思っております。以上でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
それでは「宿泊財源において何らかのインセンティブを考える」とあるんですが、恐らくこの宿泊税を財源として、報償金の支払い等なものを想定をするわけですが、この点につきましては当局はどのようにお考えになれますか。

◎品川幸久委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

まず、こちらにつきましては、施策として団体旅行、あるいは教育旅行、こういったもの

は若い世代が伊勢にお越しいただくという意味合いで、宿泊促進や再来訪を期待する施策として、一定の効果があるというふうには考えておりますが、あくまでこの仕組み上の減免措置の話は別物でございますので、それは切り分けて考えてございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません。ちょっと聞き取れなかったんですが、切り分けて考えているという部分、もう一回説明いただけますか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

申し訳ございません。宿泊税免税の考えと観光施策としての誘客、これはあくまで使途の部分にありますが、これをまず切り分けて考えてございます。あくまで免税は、簡素な制度設計というところを重視したお話でございまして、それとは別に、あくまでスポーツ M I C E をはじめとする若い世代、あるいは団体旅行の誘客、こちらについては、一使途として重要な部分があるというふうには認識しておりますが、あくまで減免の話は別物、そのように考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それと最後の 8 番目なんですが、「三重県の宿泊税導入に反対せよ」という御意見がございまして。伊勢市は反対できる立場にはないと思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

三重県の導入の部分につきましては、検討委員会の中でも「広く伊勢志摩で泊まれた方が違う場所で使われるんではどうやろう」と、税の使い方について御意見をいただいたところもございまして。このあたり三重県さんの条例制定の際には、私ども先行して今検討してる内容を御相談いただけるものとも思っておりますし、最終的には総務省同意をもしましたら三重県様が取られれば、確かに止められるものではないかも分かりませんが、し

っかりもともとの税の意義、使途についても伊勢市としてしっかりと意見を申し上げたいというふうに考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
反対はするんですか。

◎品川幸久委員長
産業観光部長。

●佐々木産業観光部長
三重県が導入をしていくというふうな動きの中で、動きがもしあれば、三重県のほうもこの地域と話をしながら検討していくということで、こちらに動きを常に情報共有しながら考えておられるということを聞いておりますので、反対はできませんけども、そういったところで、こちらの意向を申入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
ありがとうございます。

最後に、私この修学旅行に対する宿泊税の減免の問題が頭から離れないわけでございます。

先ほどは誘客と税の免税は切り離して考えるというような話があったんですが、前回、宿泊税の使途案に、例ではあったんですが、集大会・合宿誘致補助金の拡充による修学旅行への支援がうたわれておりました。このようなことはあり得ない話で、修学旅行にありましては免税すべきとの思いを今でも持っております。前回から相当の時間が経過しておりますが、修学旅行への支援策につきまして、何か進展があればお聞きをしたいと思っております。

◎品川幸久委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長
いわゆる団体旅行や学習旅行の誘致のためにという意味合いでの拡充という例を挙げたのは事実ではございますが、その方法につきましては、例えば検討委員会の中でもバスの借上料の支援であるとか、あるいは体験学習に対して助成を制度ですとか、いろんな手

法があらうかと思っております。このあたりは最終的には、例えば、令和8年度からの利用、あるいは今後の予算がいつ活用できるかを踏まえながら、宿泊税に活用すべき事業として精査を進めながら、検討を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。現在制度化されております集大会・合宿の補助金ということとはやらないということで理解をいたしました。

ありがとうございます。もうこれ以上の発言は控えたいと思うんですが、近いうちに、条例案が提案をされてくるのかなというふうに思います。私は宿泊税導入に反対をする立場でないんですが、今の思いだけ少し述べさせていただければと思います。

まず、1点目がこの修学旅行に対する支援策でございます。この条例案を提案いただくまでには明確にしてもらいたいと思いますし、現状におきましては、宿泊税を免税するしかその支援策は見当たらないというふうに思っております。宿泊税導入に当たっての集大会・合宿誘致補助金等の支援策は、繰り返しますが、あり得ないというふうに思っておりますし、当局におかれましても大変苦しい、困難な事業選択になってこようかというふうに思いますので、場合によりましては、私どものほうから宿泊税条例の修正動議も必要になってくるのかなという、そんな思いを持っております。そうすることが一番落ち着くところになるのかなというふうに思っておるわけでございます。

それと、特別徴収義務者となられる方からは、様々な心配をいただいておりますので、そのことだけお伝えしたいと思います。

まず先日、貴重な御意見が郵送されてまいりました。これは全議員に郵送したということでございますが、この方は宿泊税の導入は、この御時世致し方ないし、内容によっては賛成もしたいという立場にあるんですが、4月16日の説明会に参加した結果、具体的には申し上げませんが、使途の有効性に疑義を感じるとともに、行政の対応、それから回答があまりにも粗雑であったということを御指摘されております。

また、別の事業者の方からも電話をいただきました。この方は9月のアンケート調査には参加できなかったとか知らなかったということだと思います。それと、今は独自にアンケートを実施をされておるんですが、反対の方が多数を占めているということ、それと宿泊税一律200円という部分は、この事業者間での不公平さを感じると。あと、キャッシュレス等の対応につきまして、大変不安を感じられておる。もう一点、性急な導入時期に疑問を持っていると、そんなことなど多くの問題点を指摘をされておりました。

全ての皆さんから賛同をいただくことは非常に困難かもしれませんが、当局が常々おっしゃっていただいておりますように、丁寧な説明、これを徹底をしていただきまして、関係の皆さんの理解が得られるよう最大限の努力をしていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

◎品川幸久委員長

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

貴重な御意見ありがとうございます。

私どもこれまでも、私たちに丁寧に丁寧に進めてまいってきたというふうには思っておりますけれども、ただ、先ほど鈴木委員からの御指摘もございました民泊の事業所さんに関しましては、説明が不足していた点というのでも否めないという部分もございますので、課長が冒頭申しましたように、個々にも説明に参りまして、御理解を得られるよう努めているところでございますので、引き続き、丁寧に、さらに丁寧に進めてまいりたいというふうに考えてますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

宿泊税について、今鈴木委員から細かに質問をされまして、そして、ある方の意見とか、そういうことも御披露されました。それについて、私もいろんな方からも意見もいただいたりしております。伊勢は神宮のお膝元であるということで、なかなか観光客は、やっぱり神宮にお参りに来るんだということで、そういう方全てに宿泊税を取るのはいかがでしょうかというような意見もあったり、いろんな意見もございました。

その中で、宿泊税について、いま一度考え直してほしいという意見もあります。なぜかという、やっぱり説明が足りないというふうにほとんどの方もそうおっしゃって見えるようです。何の説明かという、やっぱり使途不明、どういうふうに使うのか、宿泊税としては先ほどの説明にもありましたように、安定的な観光振興のための自主財源ということでございますのでね、それがどういうものに使っていくかというのは、またその毎年毎年変わってこようかと思いますので、そういう部分についての市の考えについては反対するものではありませんのでね。ですけれども、今宿泊業者の方等については、やはりどういうものを使うのか、宿泊税が本当に必要なのか。そういうことで、やはり疑問に見える方が大分多いように見受けられます。そういう意味で、今市の観光振興課長のほうもおっしゃいましたけれども、まだ説明されていない事業者の方なんかは今回っておるんだというふうに今お聞きしておりますけれども、その回られたときに、それぞれいろんな意見がたくさん出ると思います。反対の意見もあれば賛成の意見もあると思います。そういう意見について、やはり市として、これはまた、この意見については反映すべきであるとか、いや、それについては市はこう考えておるから納得してくれというのか、いろいろあろうかと思えます。そういう意見について、我々にどういう意見があったというのは公表をできるものなのか、それについてお聞かせください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

宿泊事業者の御意見につきましては、この導入に当たってのヒアリング以外にもかなり大事なものと認識しております。ここにつきまして、公表の仕方につきましては、今後検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、これまでコミュニケーションが取れていなかった事業者さんもございましたので、そういった声を大事にしながら、また、導入するのがゴールじゃありませんので、あくまで、どう活用して、それがどう評価されるか、そこも含めまして重要な御意見というふうに考えながら、その活用につきましては考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

それについては、活用していただくということは非常に大事なことなので、それをお願いしたい。それについて、少しまとめてどんな意見があったということも、ちょっと知らせていただくことが可能なのか、ちょっと教えてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

口頭でお伺いした御意見等もございます。このあたりもし公表するというふうになりましたら、「こういった御意見をまとめたけれども、言っていないかな」というようなお話も少し確認が要る部分もあるかと思っておりますので、そのあたりは取扱いを丁寧にしながら考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

分かりました。できるだけちょっとその辺についても、どのように、どんな意見があったので市としてはこういう方向を考えているんだというようなことも、できれば教えてほしいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それと、宿泊業者の方がいろいろ手続しながら宿泊税を取り扱うわけですが、事務の負担であるとか、システムの改修というようなことをここに述べてございますけれども、具体的にどのようなふう具体的に考えているのか、分かれば教えてください。

◎品川幸久委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

宿泊事業者につきましては、特別徴収者ということになりますので、事業者のほうで宿泊税のほうを徴収していただくことになるんですけども、そのための支援策として、今システム改修とか、そういった形でいろいろ何ができるかっていうことで、検討はさせてもらっております。以上です。

◎品川幸久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

今検討しておるということで、やはり宿泊業者の方もいろんな手続に不慣れな方もあろうかと思しますので、できるだけ簡素に、何度も何度もいろんな書類をいっぱい書くというようなことになってくると、すごく煩雑になってきますので、できるだけ書類は少なくしながら、確実な方法でやっていただきたいと思いますけども、その辺についてはそういうふうになるんでしょうか。

◎品川幸久委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

制度につきましては、公平・簡素ということで、簡素という形で、一律200円という形で税額を決めさせていただいて、免税点を設けないという形で、もう1人泊まったら200円という形で、一応一番シンプルな形で制度設計はさせてもらいました。あと、申告に対しては、いろんなやり方があると思うんですけども、その辺のその事業所に応じた支援策を現在検討しているところです。以上です。

◎品川幸久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

分かりました。それについてはいろいろ支援をよろしくお願いします。

それと、鈴木委員も少し述べてみえたんですが、修学旅行に対する減免措置というのが私もその辺については、やはり必要なんじゃないかな、減免は必要なんじゃないかなというのは少しあります。というのは、二見の場合、修学旅行があったときに人数たくさんの方が見えます。1つの学校でも多くの人数があるわけです。その一人一人にかかるとなるとかかなりの負担になると思います。そういう面では、やっぱり修学旅行やとちょっと特殊な感じがしますのでね、二見の修学旅行すごく減っております。そういう面では、さらに減ってしまう可能性があるんじゃないかというような危惧をしております。そういう部分での、宿泊事業者さんの状況、御意見どんなのがあったか、もし分かれば教えてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

まず、制度設計上、先ほどシンプルな、いわゆる簡素な制度設計でという考え方と、一方で修学旅行と学習旅行、こういった団体旅行につきましては重要だという御意見が両立している状況でございます。その中で先ほど鈴木委員さんの中でも御質問がありましたけれども、税と使途というのは分けて考えた中で、使途のほうで考えさせていただくとすれば、単なるその金額の勝負というよりは、価値を上げていく、あるいは先ほど例で挙げましたバスの借り上げ等、いわゆるかゆいところに手が届くような施策等も今後考えていきながら、どのような政策が一番ふさわしいか、研究しながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。

◎品川幸久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

もう一度ちょっと教えてください。その使途の部分で価値を上げる、バス等のそちらへの補助的なものなのかな。それについてちょっともう少し教えてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

申し訳ありません。一例で他自治体の例を申し上げたところでございまして、使途につきましては、最初申し上げました今回まだ、あくまでパブリックコメントでお示しした資料以上のものというのは披露できていない状況でございますが、少し整理をさせていただきながら、今日の御議論を踏まえまして、5月下旬のところで使途の部分に関しましてはお示しをできれば広報をさせていただければと思っております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

その使途の部分について、やはり宿泊業者の方もはっきりしないからというふうな部分の方が多と思います。そういう使途の部分について、やはりこれからもう少し細かく公表できるものは公表していただければ、また納得していただける方も多いのではないかと思います。そして先ほどその宿泊業者の方等のいろんな説明等について、かなり懸念にみえる宿泊業者も多いということだと思しますので、さらなるその宿泊業者の方、もう一度

集めて、やはり説明する機会が必要なんじゃないかと私はちょっと考えておるんですけども、やはりそういう部分について、みんなの前で、宿泊業者さんの前で、多くの方のまたさらに意見を集めることができれば、より一層充実したものになるのではないかという気がするんですが、そういう説明の場をさらに設けるというようなことはもう考えてないんでしょうか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

使途の部分につきましては、まさに宿泊事業者さん、現場の声というのは非常に大事になってこようかと思います。この部分は導入あるなし関係なく、今後、説明会という方式ではなく、今考えておりますのは、いろいろ今当たらせていただいている中、訪問という形で御意見をいただいているところでございますが、そのやり方につきましては、今後研究をさせていただきながら、こういった形で意見をお伺いするのが一番いいのか、個別に伺ったほうが意見が言いやすいという方や、逆に負担に思う方もみえるかと思えますけれども、このあたりはしっかり考えてまいりたいと思います。以上でございます。

◎品川幸久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

分かりました。そういう説明の場を市として丁寧に開くことによって、やはり多くの賛成の方の意見もまとまるんじゃないかというふうに考えますので、またそういう意見も多いかと思います。そういうことで、やはり市の考え方を丁寧に納得していただくように説明していただきたいというふうに思いますので、それについて、今後よろしくお願いしたいなと思います。

宿泊税自体は、安定的な観光振興の自主財源ということで、それについては私も反対ではありません。賛成の方向なんですけど、やはりするためには、やはりみんなが納得していただくような方法で進めないと、またいつまでたっても反対も起こると思いますので、それについては慎重にお願いしたいと思います。以上です。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありません…

上村委員。

○上村和生委員

鈴木委員、それから福井委員のほうほとんど述べていただきましたけれども、このパブリックコメント、また今までの事業者説明会等の概要を見させていただいても、やっぱり皆さんいまいちちゃんと落ちてないといえますか、というのはやっぱり使途っていうと

ころにお金の使い道どういうことをやっていくんだということがなかなか示されていないところが大きいのではないかなというふうに感じておりますし、いろんな意見も聞く中ではそこが一番大きいのではないかなというふうに私も思っています。

この最後の、今後の予定の中で、「市の考え方を5月下旬の産業建設委員会及び総務政策委員協議会にお示しをする予定です」というふうにあるんでありますが、もちろんこんなことをしていく、あんなことをしていきたいんやというのは、毎年変わってきたりとか、予算のときに本来ならされるもんだと、きちっとしたものは、それにお金もひもづいてされるものかと思うんですけれども、やはり、この3本柱だけではちょっと今の段階では皆さん納得しがたいし、私たち6月定例会の中で条例案が出されたとしても、私たちの判断材料の中にもその辺はやっぱりこんなことやこんなことをこんなところに手を打っていきたいんだと、具体的なものがやっぱりないと判断基準にもならないと思うので、その辺6月の定例会前の委員会にはきっちり市としての考え方が出せるんでしょうか。その辺ちょっとお聞かせください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

委員仰せのとおり、最終的には、例えば令和8年度から宿泊税の導入が可能となれば、年度当初予算というのはあくまで最終的にお示しするものになるものの、御意見をいただきましたとおり、今の状況でどういった使途かというのが見えにくいという話もあろうかと思います。そこの部分につきまして、本日の御意見、あるいはこれまでの聞いてきたいろいろなその説明会やパブリックコメントの意見、そういうことも含めまして、一度整理しまして、主だったもの、金額をお示しするレベルじゃないかも分かりませんが、方向性が少し分かりやすいようなものを用意させていただきたいと思っております。以上でございます。

○上村和生委員

分かりました。ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

他に御発言ありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

今の質問に対しての答弁聞いておって、非常に矛盾を感じるというのが、我々のところへいろんな方から、宿泊事業者の方から御意見をいただいたり、お電話をいただいたり、そういう話の中で一番出てくるのが、やはり説明不足ということを言われるわけですよ。

検討委員会が4回あって、これはもう前回も申し上げましたが、その4回の検討委員会の内容についても、非常に私も傍聴させていただくと、不満な話なんですね。本来は

議会に対して導入をするべきかどうかの検討委員会であったのに、もう2回から200円という数字が出て、全国の例のような状況で出てきておるけれども、これはどういったことやというような話をさせていただいたんですけれども、それを振り返って今どのように考えてみえるのか教えてください。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

これまでの検討委員会での検討の取組、委員仰せの2回目から200円というのが出てきたりということでもありますけども、我々としましては今回の検討に当たって、手法として検討委員会を組織して、その中で他市の例も参考にしながら検討を進めていくということに進めてきたところでございます。今、いろんな御意見もございます。「説明がまだまだ不足や」という御意見も聞いておりますので、検討委員会につきましては、例示したことが決定事項かのように捉えられがちなところもあったかもしれませんが、我々としては、検討委員会の進め方、意見をもらう、やり方としては、こういった手法を取らせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

◎品川幸久委員長

宿委員。

○宿典泰委員

前回も言わせていただきましたけども、随分4回の検討委員会は、導入に前のめりな感じで進められて、結果として宿泊税の導入が決まったと、それで200円というような数字も出てきて、そういったことが我々の議会のほうで議論させていただいております。

内容からすると、旅館組合等々4グループあるわけでもありますけれども、その4グループともに代表者が出ておるということですが、今、その内容について、説明不足であったり、使途の問題であったりというようなことが今どんどん出てきておるというのは、検討委員会の中の代表で出てもらっておる方が本当に集約した意見等を検討委員会の中で出させていただいたのかなということが非常に疑うというのか、そういう状況だと思うんですけど、そのあたりはどのように感じていますか。

◎品川幸久委員長

観光誘客課長。

●吉居観光誘客課長

それぞれの組合の代表の方が出てきていただいて、それぞれ検討会を重ねるごとに、例えば「理事会で報告したよ」とかという御意見も頂戴しております。組合員の皆さんの中でも、「まだまだ説明不足や」というお声も聞かせていただいておりますけども、一定程度、代表で出てきていただいた方にお任せしておるというような状況でございます。

以上です。

◎品川幸久委員長
宿委員。

○宿典泰委員

いや、今、御答弁をいただいたみたい在一定程度もう理解してもらったんやということ
を我々はうのみにしてやっとするわけですね。ところが、今日も傍聴たくさん来ていただ
いた皆さんは多分、疑義があって見えとると思うし、特に使途ということについて、先ほ
どの話から何かバスの借り上げがというような話まで出てきた。バスの借り上げっていう
のはこの使途の事例の中にも出てきてないですね。何でこういったことが調子よく出て
くるのかなと思ひながら。

事業者の方々は集めるのは結構やと。そうやけどその金はどういった事業の中で使って
いくんやと。今までの観光事業等々施策の中にあるみんな混ぜこぜになって、どこ行っ
たんか分からんような状況にならへんのかというようなことを心配してみえるんですね。
そのあたりの御答弁をいただけませんか。

◎品川幸久委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

宿泊税につきましては法定外目的税として、新たな観光需要に対応するために検討して
きたところでございまして、新規あるいは既存事業であったとしても拡充、このあたりを
考えながらの税でございまして。今後、検討を進める中で条例化を進める中で、そのあたり
の観光振興に関するものということの考え方もお示しをしていきたいと思ひますので、以
上でございまして。

◎品川幸久委員長
宿委員。

○宿典泰委員

いや、それでは説明になっていないと思うんやけれども。例えばバスの借り上げって幾
ら想像してみえるんですか。

◎品川幸久委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長

申し訳ありません。バスの借り上げにつきましては、あくまで一例ということでお伝え
をさせていただいたところでございまして、ここの部分につきましては、どのような支援

が必要なのか、これはまさに宿泊事業者の皆さんの声も聞きながら、どれだけの需要があるのか、そういったことも把握しながら適切な事業を検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

◎品川幸久委員長
宿委員。

○宿典泰委員

いやそれは逆で、宿泊事業者の人がバスの借り上げするんならということの意見を言う
とるわけじゃないと思うので、どういう意見を聞いて、バスの借り上げになったのかとい
うことですね。それで200円を徴収すると、今の計算でいくと1億7,000万円弱というこ
とになっておるわけですよ。前回も申し上げたけども、1億7,000万円弱の収入が入って
くる。それは伊勢市によっては、よっしゃよっしゃという話かも知れません。しかしな
がら、あくまで事業者の方が苦勞して集められたお金でありますから、その手数料として
2.5%という話もあります。2.5%はO T Aのあれを調べたら、その変更で幾ら要るのかと
いうことは分かりませんけれども、でも10%以上になってしまうということになったら、
負担が大きくなる。だから、そのような1億7,000万円からそういうお金を引いて、大体
財源として幾ら残るんやという収支を一遍出してほしいというようなことも申し上げたと
思うんですよ。それに今お答えいただいて何かバスの借り上げとかっていう話で使途が出
てきましたけれど、一体幾らかかるのかなというふうなこともお聞きをしたいんですよ。
それは、今の宿泊事業者の人がバスの借り上げをしてくれなんてことを言うとする話じゃ
ないので、だから説明の中で、使途というのはどういったことなんやというようなことが明
確になってないわけでしょ。そのことが問題で、そのあたりを、やはりきちっと理解して
いただけるようにせんことには、我々議会としても賛成しながら進むってことは難し
いですよ、それは。そのあたりどうですか。

◎品川幸久委員長
産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

宿委員に御指摘をいただきまして、これまでも観光客の実態調査もさせていただいた中
で、満足度の低いもの、例えば二次交通、これはこれまでも伊勢市として課題があるとい
う部分に関しまして、ここには宿泊税を投入してやっていく必要があるのかなということ
は、今、具体的にどんな事業かっていうのは、これから予算化をしていく話になりますの
であれですけども、そういったところに税を投入、まず、観光客の満足度を上げるような
事業の組立てをしていきたい。

それと単年度で予算化をするべき部分については、当然、議会の御審査も必要となっ
てきますので、そういったところを今、細かな具体的な事業ではございませんけども、分か
りやすく、その辺もお示しをしていきたいというふうに考えていますので、御理解のほど
よろしくお願いしたいと思います。

◎品川幸久委員長
宿委員。

○宿典泰委員

パブリックコメントの結果も含めて今、宿泊税導入について様々な委員からも意見が出ましたが、最後の意見書の中で、これも4グループの方から出されておるわけでありますが、この伊勢市観光協会っていうのもあるもんですから、私は観光協会の一員っていう言い方がいいんですかね、私観光事業ではないんですけども、観光協会に入会をしてくれということですのでずっと入っていますので、観光協会にも電話をしました。「いつこのような意見書を取りまとめをして出されたんや」ということを申し上げたんですけど、それはやはり観光協会の中にもその旅館組合の代表の方もみえて一緒にやってみたいな話で、これはもう一会員の中にもそういったことが浸透されてないんですね。様々な意見を出すっていうことは結構な話だと思うんですけども、今問題になっておるのは、なぜ宿泊税を取らなならんかということと、取った場合に、その使途は何に使うんですかというようなことが大きな問題になっとるわけですよ。そのあたりのことをきちっと明確にしないと、先ほどのように、バスの借り上げで、例えば使うんやというような話をしたときに、それが本当に宿泊税で目的税として合うのかどうかとか、本当にそれが宿泊事業者の人が求めておったことなのかというようなことが何も検証されずにやってしまうということになるわけですよ。当然目的税ですから、今までの観光政策の中にごちゃまぜにして入れるなんていうことはもうあり得ん話ですから、多分目的税として、年度年度に予算決算を迎えて、我々と議論していくということになるんでしょうけれども、その前にやはり宿泊事業者の人が200円を集めてどういう形で、どのようにこれから持っていったらいいのかというようなことをちゃんと理解をしてもらわんと、我々ここの議場の中で話しとるような状況にないんですよ。だから今日もお見えになっとる方がどんな審査をしとるんやということになってくるんだと思うんですよ。何かその観光政策のいろいろ観光というと広いですから、それはね。広いし、何をやっても観光事業みたいなことになりますけれども、今回のこの目的税はそういうわけにはいきません。だから、そのあたりのことを具体的にお答えできるような形にせないかんと思うんですよ。ですから前から言っておるもう収支バランスとしては、本来どれぐらい、やはり実質税金として、伊勢市の中のほうへ収入として納められるのか。それでそれがどういう使途で有効に使われるのかというようなことをきっちりやっぱり検討してください。今の段階ですとやはり私は時期尚早やと思います。このような議論をやっておって、何か2026年4月にスタートしたいからというエンドが決まって今やとるような状況なので、そういう状況ではないと思いますよ。税金ですから。それで宿泊事業者の人が協力しないということになってくると罰則があるなんていうことになってくるわけですから、そんなばかな話はないですよ。やはり、集めて納めていただける宿泊事業者の人が納得をしてやっていただけるというようなことをやはりやっていただきたいなとこんなことを思うんです。

2.5%の話が前回もちょっとあったんですけど、総務省のほうで2.5%やないといかんというのはやっぱりこれは越権やと思います。20年前に地方分権一括法というのができて、

そういう地方税の分野については、独自でいろいろな施策を考えられるということになっておるわけですよ。だから総務省で、よそも2.5%やから、伊勢も2.5%というのは、これはもう口出しするべきところじゃないので、担当者の方、市長・副市長に申し上げて、このあたりはどうかというのはもうやらないかん。導入を決めたってということになったとしてもですよ。いろいろとこの間に前回から、この間に本当に宿泊事業をやっておる方からいろんな意見を聞いてしておりますけれども、本当にいろんなことが不十分で、何か我々に説明していただいておりますこのペーパー的な話と、宿泊事業者へ説明してもらったことが違うように思います。それは全然違う。

このお金は何に使うんやということで、パーク・アンド・バスライドが赤字やもんでそっちに充てるみたいなこともやっぱり耳に聞こえてくると、交通渋滞のために使う、それやったらこういう目的税はちょっと場所が違うんじゃないかなということになるわけですよ。やはりそのあたりは都合のいい説明をせずに、やはり宿泊税として目的税のこういうものにやっていくってことはきっちりやらしてもらわないと我々賛成できないと思いますよ。これはもう絵に描いた餅ということになるし、やはり2026年4月に導入を決めてやるということを知ると、やはり検討委員会からこの4回はもうずっと前のめりでやってきたんやなあという気がしてなりません。やっぱりそういうことを感じられんように、事業者のほうにもきちっとした説明をしてほしいと思います。

あと一点、アンケートの結果ということで、我々に示されてやっておりますけれども、理解しておるのがおおよそ4%なかったんじゃないかなというような気がします。そのあたりのことについては、やはりもう一度アンケート調査をして、どのような意見があるかということもやらしてもらっても随分時間があると思いますよ。だからそのあたりのことはどのように考えておるのか、ちょっとお答えをください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

説明不足の部分につきましては、お話のとおりそういった御意見もあるというふうに認識しております。まさに特に民泊事業者の方々につきましては組合等にも入っていない方も多いかと思うので、今当たらせていただいておりますところでございます。また、パーセンテージの話につきましては2.5%というのは前例があつて、検討委員会でもお話をする中で決めてきたところでもありますけれども、そのあたりは総務省の御相談をまず正式にはまたさせていただく中でどうなるかというところではありますが、今現状の検討の中では2.5%というふうに考えているところでございます。

また、結果の部分を理解できてないじゃないかというようなお話もありましたけれども、理解促進の意味も込めまして、事業のこの進め方、進捗の状況の進め方も含めまして、御通知をするだけでなく、今説明に回らせていただいております、やはり事業所によっても理解の度合いが違うかと思うので、そのあたりを丁寧に説明してまいりたいと考えています。以上でございます。

◎品川幸久委員長
宿委員。

○宿典泰委員

もう最後にしますが、やはり2026年4月に導入を決めるために今こういう議論をしておいて、非常に理解不足であったり用途についての説明ができていないということに対しては、非常に私らは、委員会のこの状況からすると、問題だと言わざるを得ません。やはりこの導入については時期早尚ってということになるんじゃないかなと、こんなことを思うので、やはり内部の、市長も含めていろいろ議論していただいて、本当に今のままでいいのかというようなことをやっていただかんと、なかなか難しい状況が出てくるんじゃないかなと思いますので、それだけは申し添えておきます。ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

他に発言もないようでありますので、説明に対しての質問を終わります。

続いて委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で「伊勢市の宿泊税導入について」を終わります。

「観光振興に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。

本件については引き続き調査を継続いたします。

以上で御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時19分

上記署名する。

令和 7 年 5 月 12 日

委 員 長

委 員

委 員